

『31年度税制改正大綱(6) 研究開発税制の見直し等』

法人課税では、研究開発税制の見直しが最も注目される。中小企業者については、中小企業技術基盤強化税制が以下のように改正される方針。増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を、8%を超える場合の特例とし、税額控除率の計算にも8%を用いる。控除税額の上限に対する上乘せ措置は高水準型を廃止したうえで2年延長するほか、研究開発費を行う一定のベンチャー企業については控除上限額を当期法人税額の40%とする。税額控除率は、12%または上記の特例による率に、その率に控除割増率を乗じた率を加算した率とする(上限17%)。控除割増率とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合(上限10%)。



特別試験研究費に係る税額控除については、1) 研究開発型ベンチャー企業の行う共同研究及び委託研究、2) 要件を満たす民間企業等が行う委託研究、3) 特定用途医薬品等に関する試験研究、が対象に加えられたほか、控除税額の上限が法人税額の10%へ引き上げられた。税額控除率は1)が25%、2)、3)は20%。

また中小企業向け設備投資促進税制については、特別償却又は税額控除の対象となる設備等の範囲の明確化及び適正化や、適用要件の追加が行われ、2年延長される。

『老後の生活設計と公的年金調査 働き盛り高齢時の就労に意欲的』

内閣府は1月18日、「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を発表した。その中で「老後の生活設計を考えたことがある」と答えた人は67.8%にのぼり、その理由として最も多かったのは「老後の生活が不安」が44.6%、次いで「無計画な生活はしたくないから」が25.9%であった。老後の不安は都市規模別に見ると町村圏からの回答が多く、無計画な生活を嫌うのは大都市圏での回答が多かった。

「何歳まで仕事をしたいか(したか)」は「66歳以上」が4割近くとなった。年代別では「40～49歳」「30～39歳」「18～29歳」「50～59歳」の順に66歳以上の就労意欲が高くなっており、理由には経済的な事情を挙げる人が多い。高齢層(60歳以上)に比べて30～49歳の働き盛り層が高齢での就労に意欲的な傾向が明らかとなった。

「老後の生活設計の期間」は「20年間」と考える人が38.4%で最多となり、「老後の公的年金の位置づけ」では1位「公的年金を中心とし、個人年金や貯蓄などを組み合わせる」55.1%、以下「全面的に公的年金に頼る」23.0%、「公的年金になるべく頼らず、できるだけ個人年金や貯蓄などを中心に考える」15.5%であった。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

